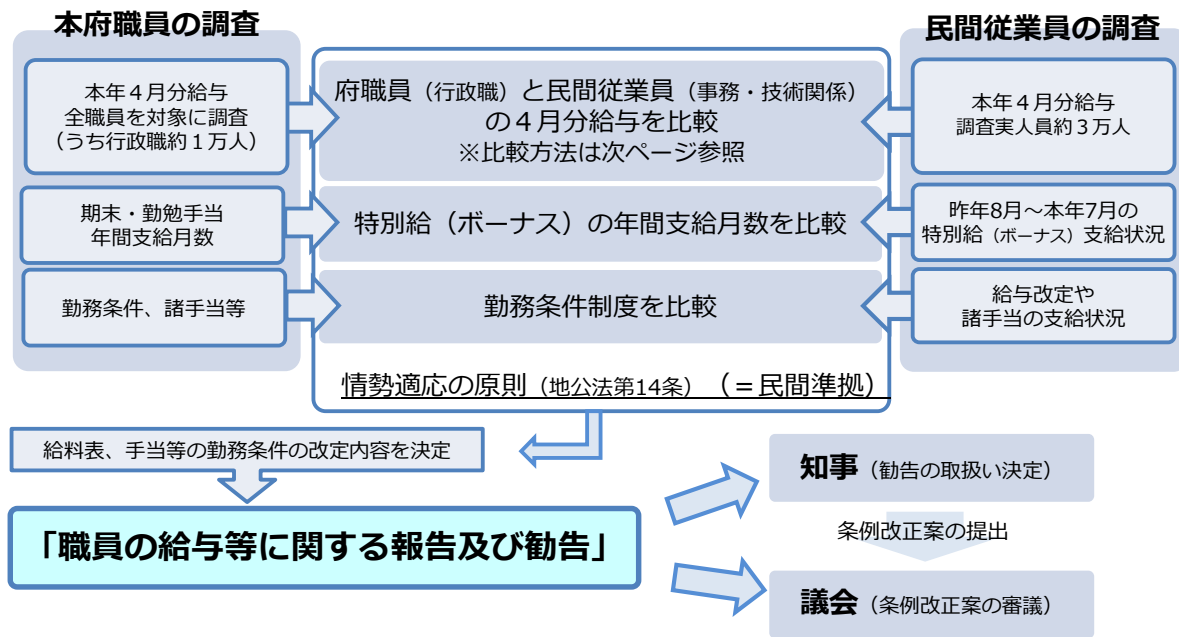


1 給与勧告の基本的考え方と手順

～職員の給与はどのようにして決めるのか～

- 人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。（地方公務員法第14条）
- 本委員会では、本府職員と民間従業員の本年4月分給与（月例給）を調査した上で、両者を精緻に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告しています。
- また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに本府職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告しています。

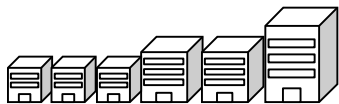


2 給与比較における民間給与の調査

- 企業規模50人以上（◎）かつ事業所規模50人以上の府内4,707事業所のうち、層化無作為抽出法により抽出した665事業所を対象に、事務・技術関係職種等の正社員に対して本年4月に支払われた給与月額等を調査しました。
- 調査期間…令和6年4月22日（月曜日）～同6月14日（金曜日）

◎ 民間給与の調査対象について

企業規模50人未満



役職段階の例

課長
係員

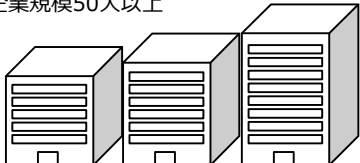
府内民営事業所の正社員数の割合

※平成26年経済センサス基礎調査（総務省）を基に本委員会において集計

企業規模50人未満…35.4%



企業規模50人以上



部長
課長
課長代理
係長
係員

企業規模50人以上…64.6%



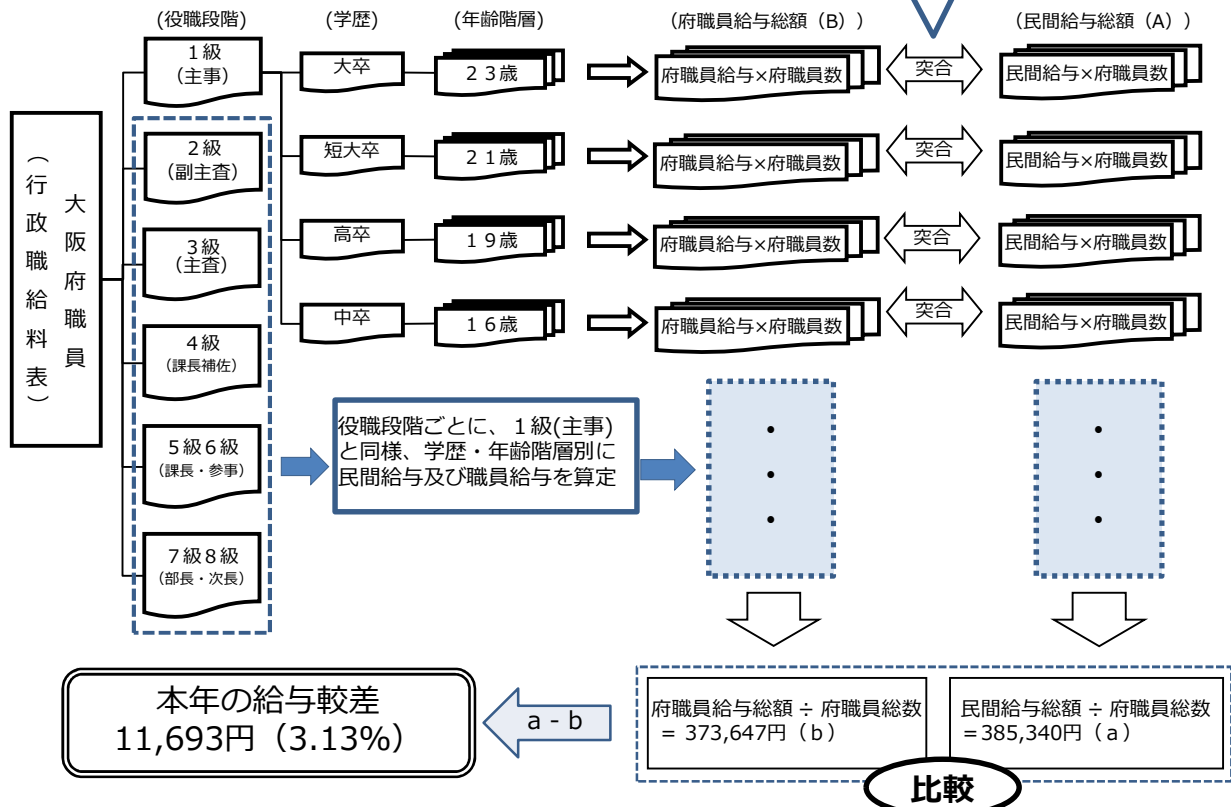
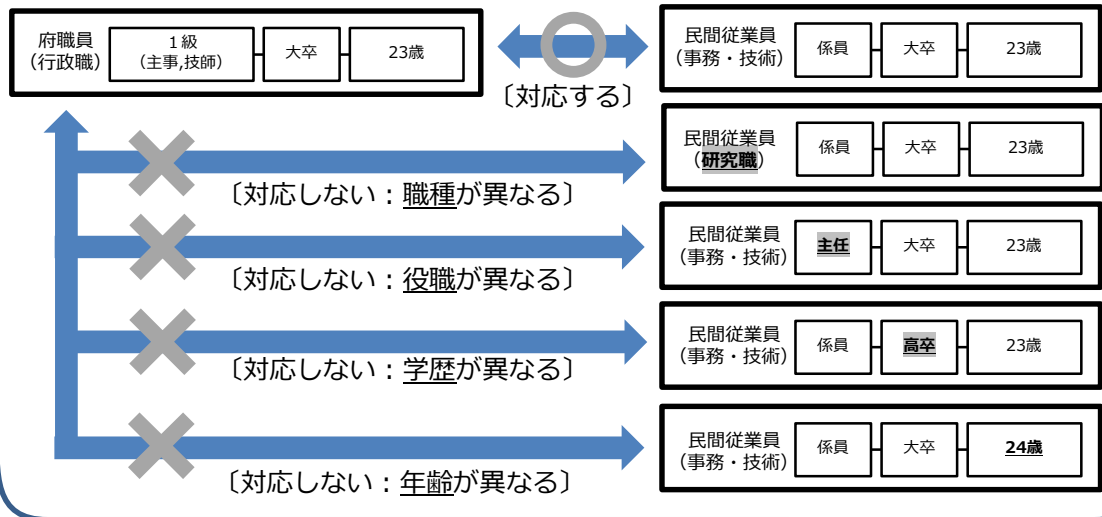
府内の民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があるため、同種・同等の者同士による比較が可能

3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

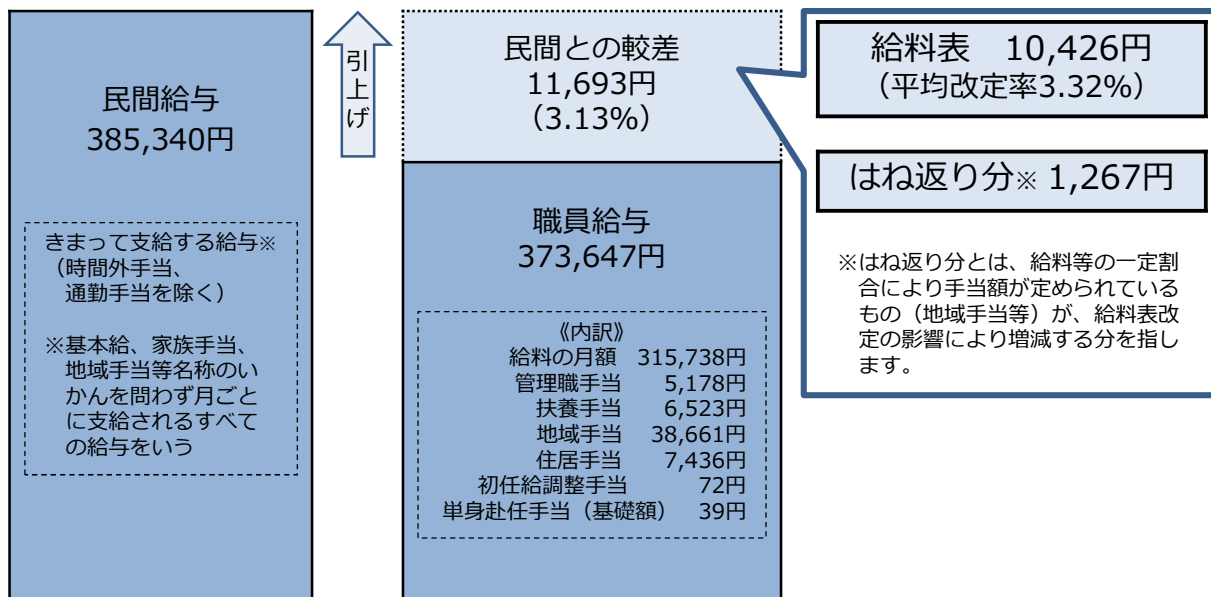
- 月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の本府職員に対し、民間従業員の給与額を支給した場合の支給総額（A）と、現に支払う支給総額（B）との差を算出しています。
- 具体的には、以下のとおり、主な給与決定要素である役職段階、学歴・年齢階層別の本府職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに本府職員数を乗じた総額を算出し、両者を比較しています。

【例】府職員（主事・23歳・大卒）と民間従業員との対応関係



4 民間給与との較差

●月例給



本年4月分の職員給与が民間給与を11,693円(3.13%)下回ったため、民間との均衡を図るため、月例給の引上げを勧告します。

●特別給

年間支給月数	民間	職員	較差
	4.59月	4.50月	0.09月

勧告		
年間支給月数 4.60月 (+0.10月)		
内訳	期末手当※1	勤勉手当※2
	2.50月 (+0.05月)	2.10月 (+0.05月)

※1 期末手当…民間における賞与等のうちの一律支給分に相当する手当。
各職員の在職期間に応じて支給される。

2 勤勉手当…民間における賞与等のうちの成績査定分に相当する手当。
各職員の勤務成績に応じて支給される。

民間における昨年8月から本年7月までに支給された特別給の合計額が月例給の4.59月分に相当するため、期末・勤勉手当の引上げを勧告します。(引上げ分は、期末・勤勉手当に均等配分)

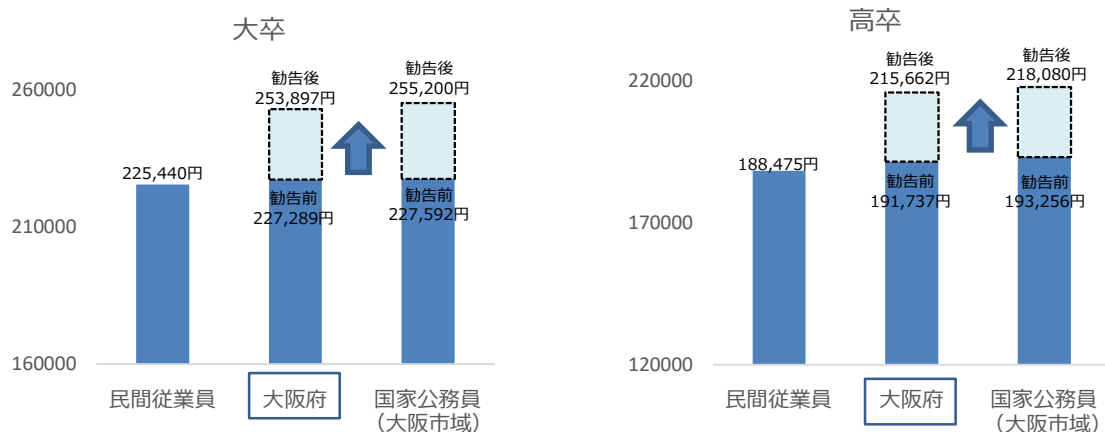
5 給料表の改定について

- 民間との給与比較を行っている行政職給料表の改定にあたり、人材確保の観点等から、若年層に重点をおきつつ、全職員に配分されるように引き上げます。
⇒初任給に係る号給の給料月額は、大卒程度で23,800円、高卒程度で21,400円の引上げとなります。
- 行政職給料表の級・号給別の改定額については表1、改定前後の初任給月額については表2のとおりです。（表2の金額は、はね返し分を含みます。）

【表1】級・号給別の改定額（行政職給料表）

1級 主事・技師	2級 副主査	3級 主査	4級 課長補佐等	5級 参事等	6級 課長等	7級 次長等	8級 部長等
1～76号給 23,800円～ 12,000円	1～28号給 18,500円～ 12,000円	1～16号給 15,000円～ 12,000円	1～27号給 8,700円～ 3,500円	1～19号給 6,600円～ 3,500円	1～3号給 3,800円～ 3,500円	1号給 3,300円	1号給 3,300円
	29～67号給 11,800円～ 3,500円	17～55号給 11,800円～ 3,500円	28～73号給 3,300円	20～57号給 3,300円	4～45号給 3,300円		
	68～113号給 3,300円	56～89号給 3,300円					
77～115号給 11,800円～ 3,500円							
116～157号給 3,300円							

【表2】学歴別初任給



- 注 1 民間従業員の初任給は、本年の職種別民間給与実態調査によるもの。
 2 大阪府職員の初任給は、給料と地域手当（11.8%）の合計額。
 3 国家公務員（大阪市域）の初任給は、給料と地域手当（16%）の合計額。

6 大阪府職員モデル給与例

◆モデル給与例計算の前提条件

- 【年齢】 職階ごとに5歳刻みで設定
 【モデルとなる給料月額】 モデル年齢の人員分布で最も多い号給の給料月額
 【給与月額に含まれるもの】 給料、管理職手当、地域手当
 【年間給与に含まれるもの】 給与月額×12 + 期末・勤勉手当
 ※年度途中の昇給（定期昇給は毎年1月）、扶養手当等は考慮していません。
 ※モデルケースを例示しており、世帯構成や人事評価等の違いにより、同じ年齢でも職員ごとに異なります。

(単位：円)

職		年齢	勧告実施前(a)		勧告実施後(b)		増減額(b-a)	
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
行政職給料表	部長級	55歳	764,153	13,121,950	767,842	13,277,448	3,689	155,498
	次長級	55歳	685,781	11,661,314	689,470	11,804,488	3,689	143,174
	課長級	50歳	582,142	9,832,258	585,832	9,961,594	3,690	129,336
	課長補佐級	50歳	467,659	8,032,038	471,348	8,149,604	3,689	117,566
	主査級	45歳	407,287	6,903,510	413,324	7,051,304	6,037	147,794
	主事級（副主査）	35歳	306,443	5,125,258	320,530	5,394,516	14,087	269,258
	主事級	大卒初任給	227,289	3,750,268	253,897	4,214,688	26,608	464,420

7 給与勧告の推移

年 度	勧 告 概 要			実施状況（注1）	
	月例給		特別給		
	公民較差	勧告	年間支給月数（前年比）	月例給	特別給
平成27年度	5,995円 (1.55%)	給料表等改定	4.20月 (0.10月)	実施せず	勧告どおり
28年度	▲1,075円 (▲0.28%)	給料表等改定 ※改定時期はH29.4	4.30月 (0.10月)	注2	勧告どおり
29年度	230円 (0.06%)	給料表等改定	4.40月 (0.10月)	勧告どおり	勧告どおり
30年度	▲1,914円 (▲0.50%)	給料表改定	4.45月 (0.05月)	勧告どおり	勧告どおり
令和元年度	6,708円 (1.78%)	給料表等改定	4.50月 (0.05月)	給料表は初任給のみ その他は勧告どおり	勧告どおり
2年度	38円 (0.01%)	勧告せず	4.45月 (▲0.05月)	勧告せず	勧告どおり
3年度	188円 (0.05%)	勧告せず	4.30月 (▲0.15月)	勧告せず	勧告どおり
4年度	1,143円 (0.31%)	給料表等改定	4.40月 (0.10月)	勧告どおり	勧告どおり
5年度	4,491円 (1.21%)	給料表等改定	4.50月 (0.10月)	勧告どおり	勧告どおり
6年度	11,693円 (3.13%)	給料表等改定	4.60月 (0.10月)	—	—

- 注 1 「実施状況」は、月例給及び特別給に係る勧告の任命権者による実施状況を記載。
 2 勧告どおりの引下げ改定をH29.1から実施、H28.4～12引下げ相当分をH29.2に調整。